

	号外	定価1部2円	確定闘争の成果となる差額支給、通勤手当改定の確認を。継続課題は春闘要求で改善につなげよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

給与改定・手当改正等

12.19改正給与条例・規則公布

差額支給は12月26日

1月から交通用具区分細分化・40km以上引上げへ =2023春闘に向け「春闘アンケート」に切実な要求を！=

県議会は、12月定例会最終日の12月8日に給与条例を可決した。今年の賃金改定が4月に遡及して適用となり、このことに伴う差額支給を12月26日に行う見通しとなった。

今年の給与改定は、月例給は3年ぶり、一時金は4年ぶりの引き上げ改定。通勤手当は、交通用具利用者の支給限度額の引上げによる距離区分40km以上の手当額引上げ及び交通用具区分細分化によるオートバイや自転車利用者の手当額の見直しが行われる。

現在、自治労県本部提起の「2023春闘アンケート」の取り組みを進めている。高齢層職員の処遇改善、人員確保や超過勤務など春闘期から取り組むため、要求と職場実態の報告をお願いする。(給与改定・手当改正等の内容は次のとおり。)

1 給与改定

今年の給与改定は月例給、一時金ともに引き上げとなるが、①月例給は30歳台半ばまでの若年層を中心とした改定にとどまり、中高年齢層職員の賃金改善は依然として課題が残った。昇給昇格運用の改善をはじめ、あらゆる年代で勤務意欲が確保できる対応を引き続き求めていかなければならない。②一時金は、勤勉手当(会計年度任用職員は期末手当)で0.10月の引き上げとなること、また、一般職員の給料表改定に伴い会計年度任用職員の報酬も引き上げとなるも、会計年度任用職員の賃金反映は来年度(2023年4月1日)となる。この扱いは極めて残念であり、引き続き取り組み強化が必要である。

2 通勤手当の改定

交通用具利用の通勤手当に関し、高騰するガソリン価格を手当額に反映し、距離区分40km以上の手当額引き上げ(上限額は月額49,300円から51,500円に引き上げ)、交通用具の区分細分化し「自動車・自動車以外の原動機付の交通用具・自転車」とする改定が行われ、1月から施行される。12月19日公布の県人事委員会規則では、距離区分・交通用具区分ごとの改定額と支給額の算定方法も示された(詳細は裏面のとおりに)。

もっとも、高速道路利用の手当改善、パーク&ライドは継続課題となっており、通勤手当の自己負担解消の課題は残ったままだ。春闘期の要求から改善につなげて行く。

(1) 通勤手当の支給額

手当区分	改正前	改正後			手当区分	改正前	改正後		
		自動車	自動車以外の原動機付の交通用具（オートバイ等）	自転車			自動車	自動車以外の原動機付の交通用具（オートバイ等）	自転車
4キロ未満	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	32～34	18,800円	18,800円	9,400円	2,100円
4～6	3,400円	3,400円	2,200円	2,100円	34～36	19,700円	19,700円	9,900円	2,100円
6～8	4,600円	4,600円	2,300円	2,100円	36～38	20,700円	20,700円	10,400円	2,100円
8～10	5,700円	5,700円	2,900円	2,100円	38～40	21,700円	21,700円	10,900円	2,100円
10～12	6,900円	6,900円	3,500円	2,100円	40～45	23,300円	23,700円	11,900円	2,100円
12～14	8,100円	8,100円	4,100円	2,100円	45～50	25,900円	26,400円	13,200円	2,100円
14～16	9,200円	9,200円	4,600円	2,100円	50～55	28,500円	29,200円	14,600円	2,100円
16～18	10,400円	10,400円	5,200円	2,100円	55～60	31,100円	32,000円	16,000円	2,100円
18～20	11,500円	11,500円	5,800円	2,100円	60～65	33,700円	34,800円	17,400円	2,100円
20～22	12,600円	12,600円	6,300円	2,100円	65～70	36,300円	37,600円	18,800円	2,100円
22～24	13,700円	13,700円	6,900円	2,100円	70～75	38,900円	40,400円	20,200円	2,100円
24～26	14,800円	14,800円	7,400円	2,100円	75～80	41,500円	43,100円	21,600円	2,100円
26～28	15,800円	15,800円	7,900円	2,100円	80～85	44,100円	45,900円	23,000円	2,100円
28～30	16,900円	16,900円	8,500円	2,100円	85～90	46,700円	48,700円	24,400円	2,100円
30～32	17,900円	17,900円	9,000円	2,100円	90～	49,300円	51,500円	25,800円	2,100円

※太字が改定部分

(2) 通勤手当支給額の算定方法

① 単一の交通用具を利用する場合

当該交通用具の各距離区分に定める額とする。

② 複数の交通用具を利用する場合

下記の手順により支給額を求める。

ア 交通用具の種類ごとに手当額を計算し、合算する。

イ 現に利用する全ての交通用具の通勤距離を合算し、それらの交通用具のうち、最も支給額が高いもののみ利用した場合の手当額を求める。

利用する交通用具の区分	イで求める手当額
③ 自動車 と ②オートバイ等 ③自転車	② <u>自動車のみを利用し通勤した場合の手当額</u>
②オートバイ等 と ③自転車	② <u>オートバイ等のみを利用し通勤した場合の手当額</u>

ウ アとイを比較し、低廉な額を支給額とする。

年末年始の事故等には十分にお気を付けください

年末年始は出かける機会が増え、いつにも増して車の運転は注意が必要です。

「じちろうマイカー共済」加入の方は、事故の際に①救命救急、②警察へ通報、
③共済の緊急連絡へ！（24時間・365日受付）

自治労マイカー共済事故受付センター	フリーダイヤル	0120-0889-24	オハヤク ツウホウ
自治労マイカー共済ロードサービス	フリーダイヤル	0120-889-376	